

「審査事務規程」(平成14年7月1日検査法人規程第11号)改正新旧対照表

平成16年2月26日施行

新	旧
<p>第4章 新規検査及び予備検査</p> <p>4 - 6 安定性</p> <p>4 - 6 - 1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 自動車は、安定した走行を確保できるものとして、安定性に関し、重量計、傾斜角度測定機等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。(保安基準第5条関係、細目告示第8条関係、細目告示第86条関係)</p> <p>空車状態及び積車状態におけるかじ取車輪の接地部にかかる荷重の総和が、それぞれ車両重量及び車両総重量の20%(三輪自動車にあっては18%)以上であること。</p> <p>～ (略)</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>4 - 18 燃料装置</p> <p>4 - 18 - 1 - 2 書面等による審査</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>2 - 14 - 1</u>のただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(3)の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。(細目告示第96条第4項関係)</p> <p>、 (略)</p> <p>4 - 22 車枠及び車体</p> <p>4 - 22 - 1 - 2 書面等による審査</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) <u>2 - 14 - 1</u>のただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(1)の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。(細目告示第100条第9項関係)</p> <p>、 (略)</p> <p>(4)、(5) (略)</p> <p>(6) <u>2 - 14 - 1</u>のただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(4)の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。(細目告示第100条第11項関係)</p> <p>、 (略)</p> <p>4 - 44 排気管からの排出ガス発散防止性能</p> <p>4 - 44 - 1 - 2 書面による審査</p> <p>(1) (略)</p>	<p>第4章 新規検査及び予備検査</p> <p>4 - 6 安定性</p> <p>4 - 6 - 1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 自動車は、安定した走行を確保できるものとして、安定性に関し、重量計、傾斜角度測定機等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。(保安基準第5条関係、細目告示第8条関係、細目告示第86条関係)</p> <p>空車状態及び積載状態におけるかじ取車輪の接地部にかかる荷重の総和が、それぞれ車両重量及び車両総重量の20%(三輪自動車にあっては18%)以上であること。</p> <p>～ (略)</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>4 - 18 燃料装置</p> <p>4 - 18 - 1 - 2 書面等による審査</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>2 - 13 - 1</u>のただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(3)の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。(細目告示第96条第4項関係)</p> <p>、 (略)</p> <p>4 - 22 車枠及び車体</p> <p>4 - 22 - 1 - 2 書面等による審査</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) <u>2 - 13 - 1</u>のただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(1)の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。(細目告示第100条第9項関係)</p> <p>、 (略)</p> <p>(4)、(5) (略)</p> <p>(6) <u>2 - 13 - 1</u>のただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(4)の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。(細目告示第100条第11項関係)</p> <p>、 (略)</p> <p>4 - 44 排気管からの排出ガス発散防止性能</p> <p>4 - 44 - 1 - 2 書面による審査</p> <p>(1) (略)</p>

～ (略)

[大型特殊]

軽油を燃料とする大型特殊自動車は、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添 43「ディーゼル特殊自動車 8 モード排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車 8 モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を g で表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）を、同法により運行する場合に発生した仕事量を kWh で表した値でそれぞれ除して得た値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものでなければならないこと。（細目告示第 41 条第 1 項第 14 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 7 号関係）

(表)(略)

、 (略)

(2)(略)

4 - 45 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持

4 - 45 - 1 性能要件

4 - 45 - 1 - 1 視認等による審査

(1) (略)

(2) 次に掲げるもののいずれかに該当するもの(公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、自動車の種別に応じて適用される 4 - 44 の基準に適合することが明らかである自動車にあっては、 に掲げるもの) は、(1)の基準に適合しないものとする。(細目告示第 119 条第 2 項第 1 号関係)

～ (略)

4 - 45 - 1 - 2 書面等による審査

(1)(略)

当該装置の温度が上昇した場合において他の装置の機能を損なわないように、細目告示別添 47「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る熱害警報装置等の技術基準」に基づき遮熱板の取付けその他の適切な措置が施されたものであること。ただし、断続器の型式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りでない。なお、次のア及びイに掲げるものはこの基準に適合するものとする。

(細目告示第 41 条第 2 項第 2 号関係、細目告示第 119 条第 2 項第 2 号関係)

ア 指定自動車等又は別途指定する公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により 4 - 44 の基準に適合することが明らかである自動車に備えられている熱害対策装置等との同一性が、次の(ア)及び(イ)に適合するもの

(ア) 排気管及び触媒コンバータが同一の位置に備えられていること

(イ) 触媒コンバータ部分の遮熱板が同一の構造を有すること

イ(略)

当該装置の温度がその装置又は他の装置の機能を損なうおそれのある温度(以下「異常温度」という。)以上に上昇した場合又は上昇するおそれのある場合にその旨を運転

～ (略)

[大型特殊]

軽油を燃料とする大型特殊自動車(型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)は、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添 43「ディーゼル特殊自動車 8 モード排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車 8 モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を g で表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）を、同法により運行する場合に発生した仕事量を kWh で表した値でそれぞれ除して得た値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものでなければならないこと。（細目告示第 41 条第 1 項第 14 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 7 号関係）

(表)(略)

、 (略)

(2)(略)

4 - 45 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持

4 - 45 - 1 性能要件

4 - 45 - 1 - 1 視認等による審査

(1) (略)

(2) 次に掲げるもの(公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、自動車の種別に応じて適用される 4 - 44 の基準に適合することが明らかである自動車にあっては、 に掲げるもの) は、(1)の基準に適合しないものとする。(細目告示第 119 条第 2 項第 1 号関係)

～ (略)

4 - 45 - 1 - 2 書面等による審査

(1)(略)

当該装置の温度が上昇した場合において他の装置の機能を損なわないように、細目告示別添 47「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る熱害警報装置等の技術基準」に基づき遮熱板の取付けその他の適切な措置が施されたものであること。ただし、断続器の型式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りでない。なお、次に掲げるものはこの基準に適合するものとする。

(細目告示第 41 条第 2 項第 2 号関係、細目告示第 119 条第 2 項第 2 号関係)

ア 指定自動車等又は別途指定する公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により 4 - 44 の基準に適合することが明らかである自動車に備えられている熱害対策装置等との同一性が、次に適合するもの

(ア) 排気管及び触媒コンバータが同一の位置に備えられていること

(イ) 触媒コンバータ部分の遮熱板が同一の構造を有すること

イ(略)

当該装置の温度がその装置又は他の装置の機能を損なうおそれのある温度(以下「異常温度」という。)以上に上昇した場合又は上昇するおそれのある場合にその旨を運

<p>者席の運転者に警報し、かつ、細目告示別添 47「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る熱害警報装置等の技術基準」に適合する装置を備えたものであること。ただし、当該装置の温度が異常温度以上に上昇することを防止する装置を備えた自動車及び断続器の形式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りでない。なお、次に掲げるもののいずれかに該当するものはこの基準に適合するものとする。（細目告示第 41 条第 2 項第 3 号関係、細目告示第 119 条第 2 項第 3 号関係）</p> <p>ア、イ（略）</p> <p>当該装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報し、かつ、細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合する装置を備えたものであること。なお、次に掲げるもののいずれかに該当するものはこの基準に適合しないものとする。（細目告示第 41 条第 2 項第 4 号関係、細目告示第 119 条第 2 項第 4 号関係）</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>(2)、(3)（略）</p> <p>4 - 75 その他の灯火等の制限</p> <p>4 - 75 - 1 装備要件 （略）</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火または光度が増減する灯火を備えてはならない。（細目告示第 62 条第 6 項、細目告示第 140 条第 6 項）</p> <p>～（略）</p> <p>一般乗合旅客自動車運送事業用自動車に備える行先等を連続表示する電光表示器</p> <p>～（略）</p> <p>(6)～(10)（略）</p> <p>4 - 85 消火器</p> <p>4 - 85 - 1 装備要件</p> <p>次の自動車には、消火器を備えなければならない。（保安基準第 47 条第 1 項関係）</p> <p>、（略）</p> <p>次表に定める品名及び数量以上の可燃物を運送する自動車（被牽引自動車を除く。）（保安基準第 47 条第 1 項第 3 号関係、細目告示第 71 条第 1 項関係、細目告示第 149 条第 1 項関係）</p> <p>（表）（略）</p> <p>～（略）</p> <p>4 - 89 緊急自動車</p> <p>4 - 89 - 2 - 1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 緊急自動車に備えるサイレンの音の大きさは、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、その自動車の前方 20m の位置において 90dB 以上 120dB 以下でなければならない。</p>	<p>転者席の運転者に警報し、かつ、細目告示別添 47「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る熱害警報装置等の技術基準」に適合する装置を備えたものであること。ただし、当該装置の温度が異常温度以上に上昇することを防止する装置を備えた自動車及び断続器の形式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りでない。なお、次に掲げるものはこの基準に適合するものとする。（細目告示第 41 条第 2 項第 3 号関係、細目告示第 119 条第 2 項第 3 号関係）</p> <p>ア、イ（略）</p> <p>当該装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報し、かつ、細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合する装置を備えたものであること。なお、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。（細目告示第 41 条第 2 項第 4 号関係、細目告示第 119 条第 2 項第 4 号関係）</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>(2)、(3)（略）</p> <p>4 - 75 その他の灯火等の制限</p> <p>4 - 75 - 1 装備要件 （略）</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火または光度が増減する灯火を備えてはならない。（細目告示第 62 条第 6 項、細目告示第 140 条第 6 項）</p> <p>～（略）</p> <p>一般乗合旅客自動車運送事業用自動車に備える行先等を表示する電光表示器</p> <p>～（略）</p> <p>(6)～(10)（略）</p> <p>4 - 85 消火器</p> <p>4 - 85 - 1 装備要件</p> <p>次の自動車には、消火器を備えなければならない。（保安基準第 47 条第 1 項関係）</p> <p>、（略）</p> <p>次表に定める数量以上の可燃物を運送する自動車（被牽引自動車を除く。）（保安基準第 47 条第 1 項第 3 号関係、細目告示第 71 条第 1 項関係、細目告示第 149 条第 1 項関係）</p> <p>（表）（略）</p> <p>～（略）</p> <p>4 - 89 緊急自動車</p> <p>4 - 89 - 2 - 1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 緊急自動車に備えるサイレンの音の大きさは、テスタ等その他適切な方法により審</p>
--	---

(保安基準第 49 条第 1 項関係、細目告示第 75 条第 2 号関係、細目告示第 153 条第 2 号関係)

(2) (略)

第 5 章 継続検査及び構造等変更検査等

5 - 6 安定性

5 - 6 - 1 テスタ等による審査

(1) 自動車は、安定した走行を確保できるものとして、安定性に関し、重量計、傾斜角度測定機等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。

(保安基準第 5 条関係、細目告示第 164 条関係)

空車状態及び積車状態におけるかじ取車輪の接地部にかかる荷重の総和が、それぞれ車両重量及び車両総重量の 20% (三輪自動車にあっては 18%) 以上であること。

~ (略)

(2)、(3) (略)

5 - 18 燃料装置

5 - 18 - 1 性能要件 (視認等による審査)

(1)、(2) (略)

(3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車 (乗車定員 11 人以上の自動車、車両総重量が 2.8 t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。)の燃料タンク及び配管は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ない構造でなければならない。この場合において、次に掲げる燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものはこの基準に適合するものとする。(保安基準第 15 条第 2 項関係、細目告示第 174 条第 3 項関係)

、 (略)

2 - 14 - 1 のただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認められる燃料装置であって、4 - 18 - 1 - 2 (5) の規定によるもの

5 - 22 車枠及び車体

5 - 22 - 1 性能要件 (視認等による審査)

(1) ~ (9) (略)

(10) 次に掲げる車枠及び車体であって、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(9) の基準に適合するものとする。(細目告示第 178 条第 8 項関係)

、 (略)

2 - 14 - 1 のただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認め

査したときに、その自動車の前方 20m の位置において 90dB 以上 120dB 以下でなければならない。(保安基準第 49 条第 2 項関係、細目告示第 75 条第 2 号関係、細目告示第 153 条第 2 号関係)

(2) (略)

第 5 章 継続検査及び構造等変更検査等

5 - 6 安定性

5 - 6 - 1 テスタ等による審査

(1) 自動車は、安定した走行を確保できるものとして、安定性に関し、重量計、傾斜角度測定機等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。(保安基準第 5 条関係、細目告示第 164 条関係)

空車状態及び積載状態におけるかじ取車輪の接地部にかかる荷重の総和が、それぞれ車両重量及び車両総重量の 20% (三輪自動車にあっては 18%) 以上であること。

~ (略)

(2)、(3) (略)

5 - 18 燃料装置

5 - 18 - 1 性能要件 (視認等による審査)

(1)、(2) (略)

(3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車 (乗車定員 11 人以上の自動車、車両総重量が 2.8 t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。)の燃料タンク及び配管は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ない構造でなければならない。この場合において、次に掲げる燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものはこの基準に適合するものとする。(保安基準第 15 条第 2 項関係、細目告示第 174 条第 3 項関係)

、 (略)

2 - 13 - 1 のただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認められる燃料装置であって、4 - 18 - 1 - 2 (5) の規定によるもの

5 - 22 車枠及び車体

5 - 22 - 1 性能要件 (視認等による審査)

(1) ~ (9) (略)

(10) 次に掲げる車枠及び車体であって、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(9) の基準に適合するものとする。(細目告示第 178 条第 8 項関係)

、 (略)

<p>る車枠及び車体であって、4 - 22 - 1 - 2 (3)の規定によるもの</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) 次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(11)の基準に適合するものとする。(細目告示第 178 条第 9 項関係)</p> <p>~ (略)</p> <p>2 - 14 - 1 ただし書きの規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認めらるる車枠及び車体であって、4 - 22 - 1 - 2 (6)の規定によるもの</p> <p>(13) ~ (15) (略)</p> <p>5 - 45 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持</p> <p>5 - 45 - 1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>原動機の作動中、確実に機能するものであること。なお、次に掲げるもののいずれかに該当するもの(公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、自動車の種別に応じて適用される 4 - 44 の基準に適合することが明らかである自動車にあっては、ウに掲げるもの)はこの基準に適合しないものとする。</p> <p>ア~エ (略)</p> <p>当該装置の温度が上昇した場合において他の装置の機能を損なわないように遮熱板の取付けその他の適切な措置が施されたものであること。ただし、断続器の型式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りでない。なお、次のア及びイに掲げるものはこの基準に適合するものとする。</p> <p>ア 指定自動車等又は別途指定する公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により 4 - 44 の基準に適合することが明らかである自動車に備えられている熱害対策装置等との同一性が、次の(ア)及び(イ)に適合するもの</p> <p>(ア) 排気管及び触媒コンバータが同一の位置に備えられていること。</p> <p>(イ) 触媒コンバータ部分の遮熱板が同一の構造を有すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>当該装置の温度がその装置又は他の装置の機能を損なうおそれのある温度(以下「異常温度」という。)以上に上昇した場合又は上昇するおそれのある場合にその旨を運転者席の運転者に警報する警報装置を備えたものであること。ただし、当該装置の温度が異常温度以上に上昇することを防止する装置を備えた自動車及び断続器の形式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りではない。なお、次に掲げるもののいずれかに該当するものはこの基準に適合するものとする。</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>当該装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。なお、次に掲げるもののいずれかに該当するものはこの基準に適合しないものとする。</p> <p>ア~ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>2 - 13 - 1 のただし書きの規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認めらるる車枠及び車体であって、4 - 22 - 1 - 2 (3)の規定によるもの</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) 次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(11)の基準に適合するものとする。(細目告示第 178 条第 9 項関係)</p> <p>~ (略)</p> <p>2 - 13 - 1 ただし書きの規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認めらるる車枠及び車体であって、4 - 22 - 1 - 2 (6)の規定によるもの</p> <p>(13) ~ (15) (略)</p> <p>5 - 45 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持</p> <p>5 - 45 - 1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>原動機の作動中、確実に機能するものであること。なお、次に掲げるもの(公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、自動車の種別に応じて適用される 4 - 44 の基準に適合することが明らかである自動車にあっては、ウに掲げるもの)はこの基準に適合しないものとする。</p> <p>ア~エ (略)</p> <p>当該装置の温度が上昇した場合において他の装置の機能を損なわないように遮熱板の取付けその他の適切な措置が施されたものであること。ただし、断続器の型式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りでない。なお、次に掲げるものはこの基準に適合するものとする。</p> <p>ア 指定自動車等又は別途指定する公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により 4 - 44 の基準に適合することが明らかである自動車に備えられている熱害対策装置等との同一性が、次に適合するもの</p> <p>(ア) 排気管及び触媒コンバータが同一の位置に備えられていること。</p> <p>(イ) 触媒コンバータ部分の遮熱板が同一の構造を有すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>当該装置の温度がその装置又は他の装置の機能を損なうおそれのある温度(以下「異常温度」という。)以上に上昇した場合又は上昇するおそれのある場合にその旨を運転者席の運転者に警報する警報装置を備えたものであること。ただし、当該装置の温度が異常温度以上に上昇することを防止する装置を備えた自動車及び断続器の形式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りではない。なお、次に掲げるものはこの基準に適合するものとする。</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>当該装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。なお、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。</p> <p>ア~ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p>
--	---

<p>5 - 75 その他の灯火等の制限</p> <p>5 - 75 - 1 装備要件 (略)</p> <p>(1)~(4)(略)</p> <p>(5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火または光度が増減する灯火を備えてはならない。(細目告示第 218 条第 6 項)</p> <p>~ (略)</p> <p>一般乗合旅客自動車運送事業用自動車に備える行先等を連続表示する電光表示器</p> <p>~ (略)</p> <p>(6)~(10)(略)</p> <p>5 - 85 消火器</p> <p>5 - 85 - 1 装備要件 次の自動車には、消火器を備えなければならない。(保安基準第 47 条第 1 項関係)</p> <p>、(略)</p> <p>次表に定める品名及び数量以上の可燃物を運送する自動車(被けん牽引自動車を除く。)(保安基準第 47 条第 1 項第 3 号関係、細目告示第 227 号第 1 項関係)</p> <p>(表)(略)</p> <p>~ (略)</p> <p>5 - 89 緊急自動車</p> <p>5 - 89 - 2 - 1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 緊急自動車に備えるサイレンの音の大きさは、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、その自動車の前方 20m の位置において 90dB 以上 120dB 以下でなければならない。(保安基準第 49 条第 1 項、細目告示第 231 条第 2 号関係)</p> <p>(2)(略)</p> <p><u>附 則 (平成 16 年 2 月 26 日検査法人規程第 2 7 号)</u> <u>この規程は、平成 16 年 2 月 26 日から施行する。</u></p>	<p>5 - 75 その他の灯火等の制限</p> <p>5 - 75 - 1 装備要件 (略)</p> <p>(1)~(4)(略)</p> <p>(5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火または光度が増減する灯火を備えてはならない。(細目告示第 218 条第 6 項)</p> <p>~ (略)</p> <p>一般乗合旅客自動車運送事業用自動車に備える行先等を表示する電光表示器</p> <p>~ (略)</p> <p>(6)~(10)(略)</p> <p>5 - 85 消火器</p> <p>5 - 85 - 1 装備要件 次の自動車には、消火器を備えなければならない。(保安基準第 47 条第 1 項関係)</p> <p>、(略)</p> <p>次表に定める数量以上の可燃物を運送する自動車(被けん牽引自動車を除く。)(保安基準第 47 条第 1 項第 3 号関係、細目告示第 227 号第 1 項関係)</p> <p>(表)(略)</p> <p>~ (略)</p> <p>5 - 89 緊急自動車</p> <p>5 - 89 - 2 - 1 テスタ等による審査</p> <p>(1) サイレンの音の大きさは、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、その自動車の前方 20m の位置において 90dB 以上 120dB 以下でなければならない。(細目告示第 231 条第 2 号関係)</p> <p>(2)(略)</p>
---	---